

天童市告示第 37 号

天童市新規就農者農地賃借料支援事業補助金交付規程を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

天童市長 山 本 信 治

天童市新規就農者農地賃借料支援事業補助金交付規程

(趣旨)

第 1 条 市長は、市内における新規就農者の経営安定を支援し、もって農業の振興を図るため、次条に規定する事業実施主体が農地の借地権の設定を行う場合において、天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和 43 年市規則第 20 号。以下「規則」という。）及びこの規程の定めるところにより、予算の範囲内において、当該事業実施主体に対し、補助金を交付する。

(事業実施主体)

第 2 条 事業実施主体は、農業以外から就農しようとする新規就農者であって、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市において農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年就農計画の認定を受けた認定新規就農者又は農地の賃借について農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条の規定により天童市農業委員会の許可を受けた個人であること。この場合において、当該認定又は許可に係る借地権設定を行った農地の面積の 50 パーセント以上が本市内に存するものであることとする。
- (2) 当該事業実施主体と同一の世帯構成員に、農地を所有し、又は農地を借入しているものが存しないこと。

(補助対象事業)

第 3 条 補助の対象となる農地の賃借は、前条第 1 号に規定する条件を満たすこととなった初年（以下「当該初年」という。）において、次の各号に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 借地権の存続期間が 3 年以上であること。
- (2) 事業実施主体の 3 親等以内の親族からの農地の借入れでないこと。
- (3) 賃借料の支払いが物納によるものでないこと。
- (4) 当該初年の 12 月 31 日までに設定した借地権であること。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、事業実施主体が当該初年に借地権の設定を行った本市内の農地に係る賃借料に借地権の存続年数（5 年を上限とする。）を乗じて得た額とす

る（100円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、賃借料については、1,000平方メートル当たり天童市農地参考賃借料協議会が定める参考賃借料の額（参考賃借料の額によらない場合は当該額）又は1万円のいずれか低い額とする。

（補助金交付申請書）

第5条 規則第5条に規定する補助金等の交付申請書（以下「交付申請書」という。）の提出期限は当該初年の翌年の2月末日を提出期限とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

(1) 天童市新規就農者農地賃借料支援事業補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（概算払）

第6条 市長は、必要と認めたときは、補助金の概算払をすることができる。

（書類の提出）

第7条 この補助金に関して市長に提出する書類は、正副2部とする。

（帳簿等の保管）

第8条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 市長は、交付対象者が第2条に規定する補助金の交付条件に違反したとき又は借地権設定年限を経ずに賃貸借の解消を行った場合若しくは不正の手段により補助金を受けたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。